

韓愈の史才と『順宗実録』

畑 村 学

はじめに

一 『順宗実録』の改修

二 権徳輿「陸贄翰苑集序」の制作時期

三 韓愈の制作意図

おわりに

はじめに

元和八年（八一三）三月、韓愈は国子博士から比部郎中に就任し、史館修撰を兼任することになる。韓愈の職務はもっぱら兼任である史館修撰（歴史書編纂係）にあり、元和の前、わずか一年の在位に終わった順宗の永貞年間（八〇五）の編年史である『順宗実録』の執筆・編纂を担当することになったのである。

この就任に際して、『旧唐書』韓愈伝は、韓愈が不遇を託った「進学解」を時の宰相が読んで憐憫の情を抱き、かつ韓愈に「史才有り」として史官に拔擢したとする。^①

伝の後半部にも、元和八年頃、韓愈に「史筆有り」という評判があったと記録されることから、韓愈の史才は、韓愈が史官に就任した元和八年当時、広く認められるものであったことがわかるのである。

「史才」は、文字通り「史書を執筆する才」であるが、では、韓愈の史才（史筆）とは、具体的に韓愈のどのような作品や表現活動を指して述べられたものであろうか。また、韓愈の史才が、韓愈の史官としての著述である『順宗実録』にどのように具現化されているのであるうか。

本稿では、ひとまず後者の問題について、『順宗実録』巻四に掲載される徳宗朝の名臣・陸贄の伝記を取り上げ、韓愈が陸贄伝の執筆に際して参照したと考えられる権徳輿撰「唐贈兵部尚書宣公陸贄翰苑集序」の陸贄の伝記を記した箇所と比較しながら、特にその文章表現に注目して韓愈の史才を検討することにした。

古文家である韓愈や柳宗元が、理想とすべき文章として司馬遷の『史記』を挙げていることや、^②また両者が、若い頃史家を目指していたことを考えると、^③本課題の追

究は、中唐古文家の修史意識、古文家と史伝文学の関係等の問題を説明する上で端緒となるものと考ええる。

一 『順宗実録』の改修

そもそも「実録」とは、各皇帝毎の歴史を記した編年体の官制の歴史書であり、後に正史が編纂される際の基本資料となるものである。史館制度が発展した唐代では、宰相が兼任する監修国史のもと、史館修撰や直史館といった歴史書編纂係がその執筆・編纂に当たった。

唐代に編纂された実録のなかで、現在その全体像をうかがうことができるのは『順宗実録』のみであり、史学研究の上からも貴重な資料となっている。^⑤

ただ、この韓愈撰『順宗実録』は、『旧唐書』韓愈伝に、「繁簡不当、叙事取捨、頗為当代所非。穆宗、文宗嘗詔簡不当、叙事拙於取捨、頗為当代所非。穆宗、文宗嘗詔史臣添改」と記されるように、その叙述の仕方が批判されて穆宗や文宗に改修を命ぜられ、また『旧唐書』路隋伝にも、「初め、韓愈『順宗実録』を撰し、禁中の事を説くこと頗る切直、内官之を惡み、往往上前に於いて其の実ならざるを言ひ、累朝詔有りて改修せしむ」（初、韓愈撰『順宗実録』、説禁中事頗切直、内官惡之、往往於上前言其不实。累朝有詔改修）と見える。そうした幾度かの改修の結果、『新唐書』列伝第五七（この巻

は歴史家の伝記を記す）の贊には、「卒に竄定して完篇無し」（卒竄定無完篇）という状態に至ったと記すのである。

こうした、『順宗実録』に後人の手が加わっているとする記事や、司馬光が『通鑑考異』において、『順宗実録』には叙述に大きな違いのある二種類（詳本と略本）のテキストが存在すると指摘していることなどから、従来の『順宗実録』研究においては、これを韓愈の著述として扱う場合、非常に慎重な態度であったと言える。

しかしながら、近年発表された瞿林東・蒋凡両氏の論文や、また最近出版された四川大学出版社『韓愈全集校注』の『順宗実録』の解説に拠れば、^⑥改修が行われた回数等では意見に若干の相違があるものの、現行の『順宗実録』が紛れもなく韓愈の作であるとする点では共通しており、後の改修を経てもなお韓愈の原作の姿は保存されていると主張されている。筆者もこうした意見に賛同するものである。

そして先の『旧唐書』路隋伝に拠れば、改修が「内官」すなわち宦官のクレームを受けて行われていることから、問題となった箇所は宦官が関わった禁中の事件に関わる記事であり、また「其の実録中に書する所の徳宗・順宗朝の禁中の事」と記述される一方で、「文宗復た永貞の時事を改正せしむ」とあることから、改修の対象は専ら順宗朝の永貞年間の事件であったことがわかり（『順宗実録』であるから、順宗朝の事件が中心となる

のは当たり前だが、本稿で扱う陸贄の伝記は、ほぼ全体が徳宗朝の出来事であるため、改修の手はほとんど加わっていないと推測され、陸贄伝をもとに韓愈の叙述態度を探ることは、十分可能であると考えるのである。^⑧

二 権徳輿「陸贄翰林集序」の制作時期

二―1 陸贄の伝記

陸贄は徳宗朝に宰相を務めた名臣である。

建中四年（七八三）の朱泚の叛乱により、徳宗は奉天行幸を余儀なくされた。その際、陸贄は翰林学士として徳宗に従い、仮の御所でのほとんどの詔勅起草し、徳宗の厚い信任を得て「内相」と呼ばれるまでに至る。長安帰還後の貞元八年（七九二）には実際に宰相に就任するが、佞臣裴延齡等の讒言によって徳宗の信用を失い、貞元十一年（七九五）四月、忠州別駕に左遷され、貞元二十一年（八〇五）、その地で没している。

かく、徳宗朝に官僚としての人生を送った陸贄の伝記が、続く順宗期の歴史書である『順宗実録』に記載されるのは、順宗の永貞元年（八〇五）になって初めて名譽を回復され、兵部尚書を追贈されたからである。^⑨

実録は編年体の歴史書であるが、編年史の途中に個人の伝が挿入される形式であったようだ。^⑩『順宗実録』にも、陸贄を含めて七人の伝記が所記される。^⑪陸贄の伝記

は、『順宗実録』巻四に、「〔永貞元年七月九日〕贈故忠州別駕陸贄兵部尚書」とある記事に続いて記されている。『順宗実録』に記載される個人の伝記のなかでは最も詳細なものとなっている。

わずか一年の短期に終わった順宗朝において、順宗が実施した善政のひとつが徳宗朝後期に左遷された忠臣の名譽回復であり、陸贄の召還は、同じ徳宗期に諫議大夫から道州刺史に左遷された陽城の名譽回復と並んで、順宗期の善政としてどうしても記録せねばならぬ事項であったと考えられる。^⑫

二―2 権徳輿「陸贄翰林集序」との関係

陸贄の伝記は、『順宗実録』所載のもの以外に、実は権徳輿が書いた「追贈兵部尚書宣公陸贄翰林集序」^⑬が現存している。結論から言えば、韓愈はこの権徳輿の序を参照して『順宗実録』の陸贄伝を書いたと考えられる。

権徳輿は陸贄とつながりの深い人物である。権徳輿の経歴を以下簡単に記すと、権徳輿は、陸贄が宰相に就任するのと同じ貞元八年（七九二）、その年の六月に諫官である左補闕に就任している。左補闕在任時には、後に讒言により陸贄を宰相から失脚させる裴延齡を批判する文章を徳宗に上奏している。^⑭同じ頃、同様の上奏文を陸贄も執筆しており、^⑮両者が反裴延齡という共通の立場にあったことがわかる。

その後権徳輿は、貞元十年（七九四）四月には起居舍人に、八月には知制誥を兼任と、宰相陸贄のもとで徐々に頭角を現している。よって「陸贄翰苑集序」の伝記部分分は、実際に権徳輿が陸贄の政治活動を目の当たりにして書いた内容を含む生の資料と言える。

憲宗朝に入り、権徳輿は元和五年（八一〇）九月には宰相に就任、韓愈が史官に就任する元和八年（八一三）三月、その二ヶ月前に宰相を辞任している。

また、政界だけでなく当時の文壇においてもその盟主として名を馳せていた。^⑮墓碑銘や墓誌銘の執筆では、韓愈以上の作を残しており、その文章の評価が当時如何に高かったかがわかるのである。

詩文集の序に、作者の伝記や経歴が記されるのは古くから行われていることであり、権徳輿「陸贄翰苑集序」でも、序の半ばに陸贄の比較的詳しい伝記が挿入されている。

権徳輿「陸贄翰苑集序」と、韓愈『順宗実録』陸贄伝については、末尾の対照表を参照されたい。上が『唐文粹』巻九一所収の権徳輿「追贈兵部尚書宣公陸贄翰苑集序」、下が韓愈『順宗実録』巻四所載の陸贄の伝記（本文は、各本との校勘を経た四川大学出版社『韓愈全集校注』に拠る。以下『順宗実録』の本文は、すべて同書に拠る）である。それぞれ文章の順序は入れ替えず、上下には同内容の記事を対応させており、対応する事項がない場合は空白になっている（以下「対照表」と呼ぶ）。

両者ともほぼ陸贄の経歴に従って各事項が記されている点で共通している。

以下は、両者に語句や表現の類似が多いことを確認するために、対照表から一部抜き出したものである。語句や表現が共通する箇所には実線、類似する箇所を破線で示している。

権徳輿「陸贄翰苑集序」

韓愈『順宗実録』巻四

(1)

公灑翰即成、不復起草。初若不經思慮、及成而奏、無不曲盡事情。中於機會、倉卒填委。同職者無不拱手歎伏、不能復有所助。	贄操筆持紙、成於須臾、不復起草。同職皆拱手嗟嘆、不能有所助。
---	--------------------------------

(2)

嘗從容奏曰、「此時詔書、陛下宜痛自引過、以感人心。昔禹湯以罪己勃興、楚昭以善言復國。陛下誠能不恡改過、以言謝天下。俾臣草辭無諱、庶幾群盜革心」。上從之。故行在詔書始下、雖武人悍卒、無不揮涕激發。	常啓德宗言、「方今書詔、宜痛自引過罪己、以感人心。昔成湯以罪己致興、後代推以為聖人。楚王失國亡走、一言善而復其國、至今稱為賢者。陛下誠能不恡改過、以言謝天下。臣雖愚陋、為詔詞無所忌諱。庶能令天下
---	---

議者以德宗克平寇乱、不惟神武之功、爪牙宣力、蓋亦資文德腹心之助焉。

(3)

服闋復内職、權知兵部侍郎。觀見之日、天子為之興、改容叙弔、優礼如此。内外属望、旦夕俟其輔政。為寶参忌嫉、故緩之。

(4)

真拜兵部侍郎、知礼部貢舉、得人之盛。公議称之。

(5)

公以少年入侍内殿、特蒙知遇。不可与衆浮沈、苟且自愛。事有不可、必諍之。上察物太精、躬臨庶政、失其

叛逆者迴心喻旨。」德宗從之。故行在制詔始下、聞者雖武人悍卒、無不揮涕感激。

議者咸以為、德宗克平寇難、旋復天位、不惟神武成功、爪牙宣力、蓋以文德広被、腹心有助焉。

免喪、權知兵部侍郎、復入翰林、中外属意、旦夕竣其為相。寶参深忌之、……

尋真拜兵部侍郎、知礼部貢舉、於進士中得人為多。……天下称之。

贊之為相、常以少年入翰林、得幸於天子、長養成就之、不敢自愛。事之不可者皆爭之。德宗在位久、益自攬持

大体、動与公違。

(6)

公在南賓、閉門却掃、郡人稀識其面、復避謗不著書、惟考医方、撰『集驗方』五十卷行於世。江峽十稔、永貞初、与鄭餘慶、陽城同徵還。公已薨歿。時年五十二。

機柄、親治細事、失君人大体、宰相益不得行其事職。

贊居忠州十餘年、常閉門不出入、人無識面者。避謗不著書、習医方、集古今名方為『陸氏集驗方』五十卷、卒於忠州、年五十二。上初即位、与鄭餘慶、陽城同徵。詔始下、而城、贊皆卒。

以上、兩者を比較した結果、共通箇所・類似箇所が多く存在していることが確認できた。同じような箇所は、ここに挙げた以外にも陸贄の伝記全体に渡っており、両者に何らかの影響関係がある可能性が考えられる。

次に両者の制作時期について検討する。韓愈が『順宗実録』の執筆に取りかかるのが、元和八年（八一三）三月の史館修撰就任以降であり、最終的に憲宗皇帝に提出するのが元和十年（八一五）夏頃である。

では、權德輿の序が書かれた時期はいつ頃であろうか。蔣寅氏「權德輿作品繫年」^④には、この序文の繫年はされていないが、序文中に「其の経綸制度は、具に『德宗実録』に在り」（其経綸制度、具在『德宗実録』と『德宗実録』に言及していることから、權德輿の序は、監修

国史裴垕等によつて『徳宗実録』が提出された元和五年（八一〇）十月以降の作であることがわかる。^⑧

また逆に、同じ陸贄の伝記を記しながら、公的な歴史記録である『順宗実録』に全く言及してないことから考へて、権徳輿の序は、韓愈が『順宗実録』を提出する以前、すなわち元和十年夏以前に書かれていたと推測される。

このことは、両者を更に仔細に比較した時、いつそう明らかになる。

（２）の後半部がその証左のひとつであり、ここで韓愈は権徳輿の文章を四字の対句に整理仕直している。

権徳輿「陸贄翰苑集序」

議者[●]以[△]徳宗[△]克[△]平[△]寇[△]乱[△]、不[●]惟[●]神[●]武[●]之[●]功[●]、爪[●]牙[●]宣[●]力[●]、蓋[●]亦[●]資[●]文[●]徳[●]腹[●]心[●]之[●]助[●]焉[●]。

韓愈『順宗実録』卷四

議者[●]咸[●]以[●]為[●]、徳宗[△]克[△]平[△]寇[△]難[△]、旋[○]復[○]天[○]位[○]、不[●]惟[●]神[●]武[●]成[●]功[●]、爪[●]牙[●]宣[●]力[●]、蓋[●]以[●]文[●]徳[●]広[●]被[●]、腹[△]心[△]有[△]助[△]焉[△]。

韓愈「尅平寇難、旋復天位」は、権徳輿「克平寇乱」に「旋復天位」を加えて対句にしており、また韓愈「蓋以文徳広被、腹心有助焉」は、権徳輿「蓋亦資文徳腹心之助焉」を四字の対句に整えている。

さらに決定的なのは（５）である。ここは権徳輿が徳

宗や陸贄に対する権徳輿個人の見解を述べている一段であり、末尾対照表で破線で囲う箇所がそれであるが、権徳輿の序では伝の中央部に位置している。韓愈はそれを陸贄伝の論贊的な役割を担わせるために転用し、位置も論贊に相応しく、伝の末尾付近に配置し直しているのである。

もし権徳輿の序の制作が韓愈の『順宗実録』より後であれば、官制の歴史記録である『順宗実録』の論贊とも言える一段を、権徳輿個人が編纂した陸贄集の序文で自らの見解を述べるのに借用したことになるが、それは『順宗実録』が公的な歴史記録であるだけに、その名を伏せて利用するというのは普通考えにくい。先に権徳輿が、陸贄の実施した制度については「具に『徳宗実録』に在り」とし、詳述することを省略しているのは、「実録」が信頼のおける歴史記録であると認めているからであろう。『順宗実録』がすでに存在していて、それに言及しないというのは不自然である。

もし逆の場合、すなわち、権徳輿の序を韓愈が参照したというのであれば、歴史書の編纂方法から考えて、大いに有りうることではなからうか。すなわち、公的な歴史記録は、行状や墓誌銘などの既存の伝記資料をもとに書かれるのが通例であつて、当時文章家・政治家として著名であり、韓愈が個人的にも深いつながりのあつた権徳輿の文章を参照したと考えるのは、極めて妥当であると言えよう。^⑨

以上、韓愈の『順宗実録』陸贄伝が権徳輿の序より後に作られたものであり、しかも韓愈が、権徳輿の序の構成や内容だけでなく文章表現も参照している可能性が極めて高いことについて述べた。両者に類似した表現が多く見られるのは、韓愈が『順宗実録』陸贄伝の執筆にあたり、権徳輿の序を参照した結果であると判断されるのである。

三 韓愈の制作意図

本節では、権徳輿の序と韓愈の陸贄伝を更に細かく比較し、特に両者の相違点に注目して、韓愈の陸贄伝制作意図を検討したい。

三―1 ポイントとなる個所の相違

再び末尾の対照表を参照していただきたい。今この対照表のほぼ中央部の実線を引いた箇所、貞元八年（七九二）の陸贄の中書侍郎同中書門下平章事、すなわち宰相就任を官界における陸贄のピーク時とすれば、両者を比較した場合、権徳輿の序ではそれ以前の陸贄の前半生の叙述が詳しく、逆に韓愈の方は、それ以後の後半生に多くの文字が費やされていることが一目瞭然である。

韓愈の側から言えば、権徳輿が執拗に記した陸贄の前半生、すなわち、朱泚の叛乱による徳宗の長安出奔後、

奉天で翰林学士として活躍して以降、徳宗の厚い信任を得、ついには宰相に就任するまでのエピソードを大幅に削り、逆に、宰相就任後、政界で様々な確執を経て、ついに裴延齡等の讒言によって徳宗の信用を失い、忠州別駕に左遷されてその地で没するまでの後半生を、より詳細に叙述しているということになる。

三―2、削られた前半部の検討

韓愈が削った前半の内容は、以下の（a）から（e）であり、これらはいずれも陸贄に対する徳宗の信任の厚さを伝えるエピソードである。

（a）くつろいで語らう時は、徳宗は「陸九」と親愛の情を込めて呼んだ。（有時讌語、不以公卿指名。但呼陸九而已。）

（b）奉天から梁州に移動する際、陸贄を見失った徳宗が、陸贄を探し出した者には賞金を取らせようと涙を流しながら言った。（初幸梁洋、棧道危狭、從官前後相失。上夜次山館、召公不至。泫然号於禁旅曰、「得陸贄者賞千金」。頃之公至、太子親王皆賀。）

（c）陸贄が翰林学士となった時、郷里の呉にいた陸贄の母韋氏を、徳宗が使者を派遣して長安に迎え、その道中馭馬を使った。（初公既職内署、母韋氏尚在呉中、上遣中使迎致京師、道路置馭、文士榮之。）

(d) 韋夫人が死去し、その柩を運ぶ際に、徳宗がわざわざ使者に護衛させた。(丁韋夫人憂去職。持喪於洛、遣人護溧陽之柩、附葬河南。上遣中使監護其事。)(e) 喪が明けた陸贄と再会した徳宗が、居住まいを正して弔辞を述べた。(服闋復内職、權知兵部侍郎。觀見之日、天子為之興、改容叙弔、優礼如此。)

權徳輿は、これら陸贄に対する徳宗の信任の厚さを物語るエピソードを執拗に列挙する。

それに対し韓愈は、陸贄が奉天で徳宗に進言したセリフ、すなわち「帝は奉天出奔に至った自らの過ちを天下に謝罪すべきであり、その詔書は非才ながらわたくしが執筆いたしました²³」と述べる陸贄のことばと、陸贄が起草した徳宗の詔勅を聞き、武人でさえも涙を流したという有名な逸話を²⁴挙げるだけで、それ以外はすべて削除している。

韓愈が元和十年夏、『順宗実録』を提出する際に書いた「進順宗皇帝実録表状」(卷三八)には、『順宗実録』に記載する記事の基準として「常事を削り去り、其の政に繋がる者を著す」(削去常事、著其繋於政者)とあることから、權徳輿が記した先のエピソードは「常事」であり、直接政治に関係しないと見なして削除したことになるのだろうか²⁵。

そして結論から言えば、韓愈の制作意図は、後半の加筆した箇所こそ顕著にうかがえるのであり、韓愈は陸

贄にかけられた様々な嫌疑を解くことを目的に伝を記している。

三—3、加筆された後半部の検討

では次に、伝の後半部の韓愈が加筆した箇所を見ていくことにする。加筆した箇所は、次の五点に集約できる。

- (i) 任用制度の変革
- (ii) 竇参の左遷及び死去の原因究明
- (iii) 裴延齡の讒言による陸贄の宰相失脚
- (iv) 陸贄の忠州別駕左遷の経緯
- (v) 徳宗・陸贄に対する評価

以下、見ていくことにする。

(i) 任用制度の変革

權徳輿の序では、陸贄が知貢挙の時に、多くの人材を見つけて(得人之盛)、称賛された(公議称之)とする。実はこの時、すなわち貞元八年(七九二)の進士科の試験において韓愈や李絳等が及第し、世に「龍虎榜」と称されたことはよく知られている²⁶。權徳輿の序はこうした事実を記している。

それに対し韓愈は、權徳輿と同じく、知貢挙として優

れた人物を及第させたと記しはするが、称賛された（天下称之）のは、多くの問題を抱えながらも三年に一度の開催が慣習化した吏部の任用試験（博学宏詞科・書判拔萃科）を本来の毎年開催に戻し、それにより浪人生の増加や官員の定員不足などの悪弊を解消した功績であるとする。

韓愈が何故にこうした変更を行ったのか本稿では明らかにしがたいが、すでに実質的效果を挙げている制度改革の方こそ陸贄の功績として記録するに相応しいと判断したためではなからうか。

（ii）竇参の左遷及び死去の原因究明

（ii）は、かねてより陸贄と反りの合わなかった宰相竇参の左遷とその死去に陸贄が関与したとする疑惑について記す箇所である。この箇所は、権徳輿の序に「議を横にする者は（陸）公と（竇）参と素より協はざるを以て、相を罷むるの議を公に帰す」（横議者以公与参素不協、歸罷相之議於公）と記されており、当時、こうした風評が広まっていたことがわかる。

さて韓愈はこの（ii）で、権徳輿の序ではわずか三五字で書かれていた記事を一四四字と大幅に加筆している。ここで韓愈は、竇参の左遷と死去に陸贄が関与したとする「議者」の説が事実無根であることを、事件の経緯を詳細に記すことで明らかにし、陸贄の名誉回復をは

かっているのである。

初め、竇参の李巽を出して常州刺史と為し、且つ其の行くを迫る。巽常に之を銜む。参の貶せられて郴州別駕と為るに至り、巽適たま湖南觀察に遷る。

徳宗常て参と故の相姜公輔の罪を言ふ。参其の語を漏らす。参敗れ、公輔因りて上疏して自ら其の事の臣の過に非ざるを陳ぶ。徳宗之を詰ひ、参の其の語を洩らすを知り、怒るも、未だ発する所有らず。会たま巽汴州節度劉士寧の参に金帛若干を遺るを奏す。士寧汴州を得るに、参其の議を処す。士寧常に之を徳とす。故に厚賂を致す。徳宗以へらく参罪を得て武將と交はり結ぶと。怒りを発して、竟に参に死を致す。

而るに議する者多く参の死（陸）贄に由ると言へり。

李巽は、竇参によつて常州刺史に出された。その際、赴任を急かされたことで恨みを抱いていた。後、湖南觀察士となった李巽が管轄する湖南省郴州の別駕に竇参が左遷されてきた。都での立場が逆転したわけである。

これに先んじて、徳宗と宰相であった竇参は、前宰相姜公輔の罪について話したことがあった。竇参がこのことを口外した。竇参が宰相から失脚したことで、姜公輔は先の罪が自分の過失でないと上疏した。それにより徳

宗との密談を竇参が口外していたことが発覚したわけだが、徳宗はこの時は怒りを発して竇参を処分することはなかった。そしてたまたま李巽が上奏したことで、劉士寧の汴州節度使就任は、その任官の議論に参与した竇参に劉士寧が賄賂を渡していた結果であると徳宗は知り、また、竇参が罪を得て武將と手を結んで謀反を起こそうとしていることを理由に、ついに怒りを発して竇参に死を命じたとする。

最後の「而議者」で始まる一文を除いたこの一段には、実に竇参の名が十回、李巽が四回、徳宗と劉士寧が各三回ずつ、姜公輔が二回それぞれ出てくる。そしてそれと対照的に、竇参の死に関与したと疑われる当事者陸贄の名は一度も出てこない。韓愈はそれぞれの行為の主体者を逐一記しつつ、陸贄が無罪であることを明確にしようとする。

権徳輿の序では、かねて陸贄と対立していた宰相竇参が、劉士寧からの賄賂受諾を李巽に告発され失脚。道理に外れた議論をする者（横議者）は、その原因が陸贄にあったと言うと記す。権徳輿も「議を横^{はし}にする者」と記すからには、そうした人々の議論が事実を逸脱したものであると考えていたのであるが、具体的な根拠を示していないため、権徳輿の個人的見解という印象に留まっており、風評を払拭する説得力に欠けている。

それに対し韓愈は、それぞれの行為の主体者が誰であるかを逐一明記しつつ、竇参の左遷と死に至る経緯を段

階を追って整理し、竇参の死に至る経緯を詳細に記している。

そしてこの一段の末に、「而るに議する者 多く参の死は贄に由ると言へり」（而議者多言参死由贄焉）、陸贄の無罪がかくも明確であるにも関わらず、とやかく議論する者は多く竇参の死の原因が陸贄にあると言うのだ、と言う。

ここで韓愈は、わずかに逆接の助字「而」と断定の助字「焉」によつて、風評に対する韓愈個人の見解を述べているのである。^⑧ この箇所について、権徳輿の序では、陸贄が竇参の左遷に関わったと記すが、韓愈は竇参の死に関与したと変えており、これは、陸贄が無関係であることをより強調するための改変ではなからうか。

筆者の個人的な見解はわずかに助字によつて表すだけで、事実を詳細に明記することで事件に対する客観的評価を与えようとする態度こそ、韓愈の「史才」を示すものではなからうか。

同様の執筆態度は、続く（iii）（iv）の、裴延齡の讒言によつて陸贄が徳宗の信用を失い、ついには忠州別駕に左遷されるに至る事件を記す段にもうかがえるが、これらについては後述することにして、ここでは徳宗・陸贄に対する権徳輿と韓愈の評価の違いが顕著にうかがえる（v）について見ることにする。

（v）徳宗・陸贄に対する評価

(v) は、権徳輿と韓愈の差異が最も顕著な一段であり、それ故に韓愈の改作意図を端的にうかがうことができる。

権徳輿「陸贄翰苑集序」

公以少年入侍内殿、特蒙知遇。不可与衆浮沈、苟且自愛。事有不可、必諍之。上察物太精、躬臨庶政、失其大体、動与公違。姦諛從而間之。屢至不悅、親友或規之、公曰、「吾上不負天子、下不負吾所学、不恤其他」。

韓愈『順宗実録』卷四

贄之為相、常以少年入翰林、得幸於天子、長養成就之、不敢自愛。事之不可者、皆争之。徳宗在位久、益自攬持機柄、親治細事、失君人大体、宰相益不得行其事職。而議者乃云由贄而然。

もともとの権徳輿の序では、徳宗や陸贄に対する権徳輿の個人的見解を述べるこの一段は、伝の中央部に置かれていた(対照表参照)。先述の通り、権徳輿の叙述の中心がもつばら陸贄が宰相に就任するまでの前半生にあるのであれば、続く左遷されるに至る経緯を記す後半部の直前にそれが置かれるのは、権徳輿なりの文章構成の意図があつたと言える。

それに対し韓愈は、権徳輿の語句や表現を利用しながら

らも、この一段を陸贄伝全体の論贄的な役割を持たせるために伝の末尾付近に配置し直しており、さらに徳宗と陸贄に対する評価も権徳輿とは異なる見解を示している。

権徳輿の序では、裴延齡等の策謀や讒言によって陸贄が宰相から失脚するに至ったのは、陸贄自身にもその原因があつたという微妙な言い方をしている。すなわち「衆と浮沈すべからず」、他の官僚仲間と折り合いを付け譲るといふことができなかった陸贄の性格に原因の一端があつたのである。そして、左遷を命じた徳宗に対しては、「上物を察するに太だ精」、徳宗自身が物事を観察する優れた見識の持ち主であつたため、結果「躬ら庶政に臨み、其の大体を失ふ」、皇帝自らが政策を実行するという国政運営の原則を犯し、「動もすれば(陸)公と違ひ、姦諛従りて之を間つ」、折に触れて宰相である陸贄と対立、そこに姦佞の臣が付け入ったと述べる。

こうした権徳輿の見解に対して韓愈は、非は徳宗にこそあつて陸贄にはないと、一方的に徳宗を批判している。韓愈は、権徳輿の序の文章を利用しつつ、権徳輿の序の、陸贄にも責任有りとする「不可与衆浮沈」と、徳宗の才を評価する「上察物太精」を削除している。そしてその代わりに、権徳輿の序にない次の句を書き加えている。

徳宗在位久、益自攬持機柄。……宰相益不得行其事職。

徳宗 位に在ること久しく、益ます自ら機柄を攬持

す。……宰相 益^{ます}、其の事職を行ふを得ず。

徳宗が長期に渡って帝位に在り、その間「益^{ます}」政治の権柄を自ら振るうようになったことに比例して、宰相は「益^{ます}」その職務を全うできなくなったと、「益」字を連用することで、徳宗の非を強調するのである。

こうした徳宗に対する批判は、実は複線として、先に省略した(iii)や(iv)の箇所にも見える。

(iii)は、裴延齡の讒言により、陸贄が宰相から失脚する事件を記す箇所である。

裴延齡判度支。天下皆嫉怨、而独幸於天子。

裴延齡 判度支たり。天下 皆嫉怨するに、独り天子に幸せらる。

裴延齡が税額の決定や徴収を掌る度支となったことで世の人々が「皆」憎み怨みに思うなか、徳宗ただ「独」りには厚い信頼を寄せられていたと、「皆」と「独」を対応させ、徳宗の人物評価の不当性を記す。この箇所を権徳興の序では、「戸部侍郎判度支裴延齡 姦回を以て幸を得、時を害し政を蠹^{そな}ふ」と記すだけであり、韓愈のように対比表現を使って徳宗に非を浮き彫りにするような書き方はしていない。

また、(iv) 陸贄の忠州別駕左遷の経緯を記す箇所では、陸贄を誹謗する裴延齡の上疏を鵜呑みにし、軍人か

らの訴えを聞くや否や「即」刻馬を廻して帰り、陸贄等を失脚させたとする徳宗の拙速さを、「即」一字で表現している。

徳宗意延齡前言、即迴馬而帰。由是貶贄為忠州別駕、滂、充皆斥逐。

徳宗 延齡の前言を意^{おも}ひ、即ち馬を廻して帰る。是に由りて贄を貶して忠州別駕と為し、(張) 滂、(李) 充 皆斥逐せらる。

この箇所について権徳興序では、ただ「公を忠州別駕に貶す」と言うのみであつて、韓愈のように徳宗批判の意図を一字の助字に込めた表現はしていない。

そして、これら徳宗をやや婉曲的に批判する(iii)(iv)の二つの記事に引き続いて、もともと権徳興の序では、貞元八年、陸贄の宰相就任の記事の後に置かれていた権徳興の個人的見解を述べた(v)の一段を、徳宗批判の文意を明確にしつつ、陸贄伝全体の論贄的な役割を担わせて伝の結びに用いている。漸層法的な手法を用いて徳宗の非を徐々に強めていく韓愈の文章構成の意図がうかがえる。

そして(v)の一段で韓愈は、更に権徳興の序には無い一文「而るに議する者 乃ち贄に由りて然りと云ふ」をつけ加え、陸贄に対する風評を完全に払拭しようとしている。

陸贄に責任ありとする世論が誤りであることは、(ii)の竇参死去の原因を究明する一段と同じく明白であり、韓愈は先と同じく逆説の助字「而」を用い、さらに意外な口吻を表す「乃」を添えて、「宰相の職権侵害とも言える徳宗の行為に非があることが、かくも明確であるにも関わらず、あれこれ議論する者は、なんと意外にも、陸贄に責任ありと言う」(而議者乃云由贄而然)と、世論が事実無根であり、陸贄には非が無いことを明言するのである。

おわりに

徳宗朝後期の政治に対するマイナスの評価は、韓愈が『順宗実録』を著した元和年間の中頃には、すでに人々の共通認識であつたと考えられ、韓愈が『順宗実録』で厳しく批判しているのも、そうした世論、なかんずく憲宗皇帝や時の宰相等、政権中枢部の意向を汲んだものであろう。^②

しかし、事実認定の判断が難しい様々な事件を記録する責務は、やはり韓愈及び沈伝師(史館修撰)、宇文籍(直史館)等史官にあつた。なかでも韓愈は、実質的な執筆者として重責を担っていたのである。

韓愈が『順宗実録』を提出したのは元和十年(八一九)夏頃であるが、それからわずか数年後の長慶年間(八二二―八二四)には、さっそく宦官からクレームが上がり、

穆宗は『順宗実録』改修の詔を下している。^③これと時を同じくして、長慶二年(八二二)には『憲宗実録』の編纂が開始されるが、その編纂官には、韓愈と共に『順宗実録』編纂に携わった沈伝師と宇文籍が再び任命されている。^④このことから、『順宗実録』に対する先の批判は、もっぱら韓愈に向けられたものであり、『順宗実録』の実質的な執筆者が韓愈であつたことがわかるのである。本節で確認した徳宗批判のための文章構成の工夫および表現手法は、韓愈の手によるものと判断して間違いなからう。^⑤

以上、韓愈撰『順宗実録』巻四に掲載される陸贄の伝記を、韓愈が参照したと考えられる権徳輿撰「陸贄翰苑集序」の陸贄伝記部分と比較して見てきた。

その結果、韓愈の『順宗実録』陸贄伝は、権徳輿の序の内容、語句や表現を利用しながらも、特に陸贄の後半生に焦点をあて、陸贄にかけられた嫌疑を解くこと、陸贄を左遷した徳宗を批判的に描くことを目的としていたことが確認できた。その際韓愈は、権徳輿の序の構成を徳宗批判の意図を明確にするために変更し、また、事件の経緯を詳細に記したり、助字を効果的に使用したりして、陸贄に対する世論の誤りを払拭し、徳宗朝後期の政策を厳しく批判しているのであつた。韓愈の史才は、まさにここに表現されていると言えるのである。

(注)

- ① 「執政覽其文（韓愈「進學解」）而憐之、以其有史才、改比部郎中、史館修撰」。
- ② 「時謂愈有史筆。及撰『順宗實錄』、繁簡不當、叙事拙於取舍、頗為當代所非」。
- ③ 韓愈「送孟東野序」（卷一九。卷数及び本文は、特に断らない限り東雅堂本に拠った。以下同じ。）、「漢之時、司馬遷・相如・揚雄、最其善鳴者也」、「答劉正夫書」（卷一八）、「漢朝人、莫不能為文、獨司馬相如、太史公、劉向、揚雄、為之最」など。柳宗元「答韋中立論師道書」（『柳宗元集』卷三四。以下同じ。）、「參之太史公、以著其潔」、「報袁君陳秀才避師名書」（卷三四）、「穀梁子、太史公、甚峻潔、可以出入」など。両者はまた、互いを司馬遷に準えることもあった。劉禹錫の書いた柳宗元集の序「唐故尚書礼部員外郎柳君集紀」（瞿蛻園箋校『劉禹錫集箋校』卷一九）に、韓愈が柳宗元の文章を評した言葉として、「吾嘗評其文、雄深雅健似司馬子長、崔駰・蔡邕不足多也」とある。また柳宗元「答韋珩示韓愈相推以文墨事書」（卷三四）には、「（司馬）遷於退之固相上下」と、韓愈の才が司馬遷に匹敵すると述べ、また「与史官韓愈致段秀実太尉逸事書」（卷三二）では、「太史遷死、退之復以史道在職」と、韓愈が司馬遷の後継者であるとする。さらに「読韓愈所著毛穎伝後題」（卷二二）では、韓愈の「毛穎伝」を『史記』の滑稽伝に準えている。
- ④ 柳宗元「与史官韓愈致段秀実太尉逸事書」（卷三二）に、「昔

与退之期為史、志甚壯」（昔 退之と史を為らんことを期し、志 甚だ壮なり）とある。

- ⑤ 『順宗實錄』に関する研究は多く存するが、史学方面では、稲葉一郎氏「順宗実録考」（『立命館文学』十（第二八〇号）、一九六八年）が詳細に論じられており、本稿でも大いに参照した。
- ⑥ 「景祐中、詔編次『崇文總目』、『順宗實錄』有七本、皆五卷。題曰「韓愈等撰」。五本略而二本詳。編次者兩存之。其中多異同。今以詳・略為別。『資治通鑑』卷二三六・唐紀五二所引。
- ⑦ 蔣凡「今本『順宗実録』作者考辨」（上海教育出版社『文章并峙壯乾坤』所収、二〇〇一年。原載『文学評論叢刊』一九八三年第一六期）。瞿林東「關於『順宗実録』的幾個問題——兼答張國光同志——」（北京師範大学出版社『唐代史学論稿』所収、一九八九年。原載『北京師範大学学报』一九八二年第一期）。屈守元・常思春主編『韓愈全集校注』（四川大学出版社、一九九六年）第五冊、「順宗実録」第五注（三）。
- ⑧ 司馬光『通鑑考異』は、詳本・略本の異同全てを挙げているわけではないが、少なくとも現行の『考異』には、陸贄伝に関する二本の異同は指摘されていない。
- ⑨ 『順宗実録』卷二、「（永貞元年）壬申……追故相忠州刺史陸贄、郴州別駕鄭餘慶、前京兆尹杭州刺史韓皋、前諫議大夫道州刺史陽城赴京師。德宗自貞元十年已後、不復有敕令、左降官雖有名德才望、以微過忤旨譴逐者、一去皆不復叙用、至是人情大悅。而陸贄、陽城皆未聞追詔而卒於遷所、士君子惜

之」。卷四、「[同年七月九日] 贈故忠州別駕陸贄兵部尚書」。なお、卷二「忠州刺史」は、「忠州別駕」の誤りであることが、諸注により指摘されている。卷四では「忠州別駕」となっている。

- ⑩ 『唐会要』卷六四、史館下・史館雜錄下に、「(元和)七年、上読『肅宗実録』、見大臣伝、多浮詞虚美。因宣与史官、記事每要指事、不得虚飾」とあり、『肅宗実録』に大臣伝があつたことがわかる。また、司馬光『通鑑考異』(『通鑑』卷二二一、唐紀三七、肅宗乾元二年)に、「『実録』李峴伝曰、時李輔国專典禁中兵権、……」とあり、『肅宗実録』(?)に李峴の伝があつたことがわかる。

- ⑪ 七人の伝記とは、張薦、令狐峘(以上、卷三)、張万福、陸贄、陽城(以上、卷四)、王叔文「附王伾」、韋執誼(以上、卷五)である。

- ⑫ 『順宗実録』卷一冒頭にも、陸贄等の左遷に異議を唱えて徳宗の怒りを買つた諫議大夫の陽城が、当時太子であつた順宗の弁護によつて罪を免れたという記事が掲載される。「至陸贄、張滂、李充等以毀譴、朝臣懼、諫議大夫陽城等伏閣極論。徳宗怒甚、将加城等罪、内外無敢救者。上独開解之、城等頼以免」。

- ⑬ 『唐文粹』卷九一。以下、陸贄「翰苑集序」、或いは権徳輿の序と略称を用いる。なお、四部叢刊本『権載之文集』には、目次にのみこの序の名が掲載され、本文自体は載っていない。以下、権徳輿の文章の巻数は、すべて同書による。

- ⑭ 「論度支上疏」、卷四七。

- ⑮ 「論宣令除裴延齡度支使状」(四部叢刊本『陸宣公翰苑集』卷一八)。

- ⑯ 蔣寅「台閣詩風の再興―権徳輿与新台閣詩人」。中華書局『大曆詩人研究』所載。一九九五年。

- ⑰ 現存する権徳輿の墓誌銘および墓碑銘は、八十篇以上を数える。韓愈は約六十篇の作が残っている。

- ⑱ 任昉「王文憲集序」(『文選』卷四六)が、文集の序でありながら非常に詳しい伝記にもなっている。唐代では、例えば小川環樹編『唐代の詩人』(大修館書店、一九七五年)では、次の七人の伝記が文集の序から採集されている。王績(東臯子集序)、孟浩然(孟浩然集序)、儲光羲(監察御史儲公集序)、岑参(岑嘉集詩集序)、李徳裕(太尉衛国公李徳裕会昌一品制集序)、寒山(寒山子集序)、釈貫休(釈月集後序)。

- ⑲ 韓愈「進順宗皇帝実録表状」、卷三八に拠る。

- ⑳ 注⑯所引蔣寅『大曆詩人研究』所載。

- ㉑ 『旧唐書』憲宗本紀、「(元和五年冬十月)庚辰、宰相裴埴進所撰『徳宗実録』五十卷」。

- ㉒ 元和十三年(八一八)に権徳輿が死去した時、韓愈は権徳輿の子・権璩に依頼されてその墓誌銘を書き、そのなかで権徳輿の功績を称えている(『唐故相権公墓碑』、卷三〇)。また、これより前の元和九年(八一四)に、権徳輿の娘婿である独孤郁の墓誌銘も、独孤郁の兄・独孤朗に依頼され韓愈が執筆している(『唐故秘書少監贈絳州刺史独孤府君墓誌銘』、卷二九)。

- ㉓ 陸贄のことばの全文は、「方今書詔、宜痛自引過罪己、以感

人心。昔成湯以罪己致興、後代推以為聖人。楚王失国亡走、一言善而復其国、至今称为賢者。陛下誠能不悛改過、以言謝天下。臣雖愚陋、為詔詞無所忌諱。庶能令天下叛逆者迴心喻旨」。

②4 「故行在制詔始下、聞者雖武人悍卒、無不揮涕感激」。

②5 「常事不書」の語は、史書を記す際の常套語であり、『春秋』公羊伝には、桓公四年及び同八年、十四年に、それぞれこの語が見える。韓愈もあくまで「実録」編纂の建前であとして用いている可能性があり、そうした基準から外れる記事も含まれている可能性がある。

②6 『新唐書』歐陽詹伝、「举進士、与韓愈、李觀、李絳、崔羣、王涯、馮宿、庾承宣聯第、皆天下選、時称『龍虎榜』」。

②7 「始令吏部每年集選人。旧事、吏部每年集人、其後遂三年一置選。選人猥至、文書多不了尋勘、真偽紛雜、吏因得大為姦巧。選士一蹉跌、或至十年不得官。而官之闕者、或累歲無人。贄令吏部分内外官員為三分、計闕集人、歲以為常。其弊十去七八。天下称之」。

②8 新旧両『唐書』の陸贄伝は、ともにこの『順宗実録』の記事を採用して掲載している。

②9 唐代伝奇小説「上清伝」は、陸贄と竇参の確執が背景にある。竇参を弁護し、陸贄を批判する目的で書かれたとする説がある。卞孝萱『唐代文史論叢』（山西人民出版社、一九八六年）「唐代小説与政治」の「上清伝」の項を参照。

③0 助字の使用法が古文家の話題になっていたことは、柳宗元「復杜温夫書」（『柳宗元集』卷三四）からうかがえる。

③1 元和四年（八〇九）頃の作である白居易「新樂府」では、「馴犀」「驃国楽」「両朱閣」などの詩で徳宗期の様々な政策が、直接的に批判されている。なかでも「馴犀」は、詩の末尾に次のようにあり、徳宗朝前期（建中年間）と、徳宗朝後期（貞元年間。特にその後期）の政治が大きく変化したことを直接述べる資料である。「君不見建中初、馴象生還放林邑。君不見貞元末、馴犀凍死蛮兒泣。所嗟建中異貞元、象生犀死何足言」。白居易「新樂府」の制作は、『順宗実録』に先行しているから、韓愈が『順宗実録』を書いた元和の中頃にあつては、徳宗朝後期の政治に対する批判は、すでに公認のものであつたと考えられる。

③2 韓愈等史官を統括する監修国史の任には宰相の李吉甫があつており、編纂作業は李吉甫の監督のもとで進められた。ただし、李吉甫は、『順宗実録』編纂作業中の元和九年（八一八）十月に死去しており、後半の作業の監督は、李吉甫の政策面での後継者である宰相武元衡に委ねられたと考えられる。これについては、韓愈の史官就任の経緯について論じた、拙稿「韓愈史官就任新考」（中国中世文学会編『中国中世文学研究——四十周年記念論文集——』、白帝社、二〇〇一年）を参照されたい。

③3 『旧唐書』韓愈伝、「繁簡不当、叙事拙於取捨、頗為当代所非。穆宗、文宗嘗詔史臣添改」。『旧唐書』路隋伝、「初、韓愈撰『順宗実録』、説禁中事頗切直、内官惡之、往往於上前言其不実。累朝有詔改修」。

③4 沈伝師は、その史才を極めて高く評価されていたようで、

長慶三年（八二三）、監修国史杜元穎の推薦で、長安から遠く離れた湖南省の地で『憲宗実録』の一部を執筆するよう命じられている。『旧唐書』穆宗本紀、「（長慶三年）六月、宰相監修国史杜元穎奏、史官沈佺師除鎮湖南、其本分修史、便令將赴本任修撰。從之」。

また宇文籍も、『憲宗実録』編纂に参加した後、様々な官職を歴任するが、その中心はやはり史職であつた。『旧唐書』宇文籍伝、「後考滿、連辟藩府、入為侍御史、轉著作郎、遷駕部員外郎、史館修撰。与韋處厚、韋表微、路隨、沈佺師同修『憲宗実録』。俄以本官知制誥、轉庫部郎中。大和中、遷諫議大夫、專掌史筆、罷知制誥」。

- ③⑤ 元和十年（八一五）夏頃に完成した『順宗実録』を献上するに際し、韓愈が「進順宗皇帝実録表狀」（卷三八）を書いている。また『新唐書』藝文志が、『順宗実録』の著者として韓愈の名を筆頭に挙げるのも、韓愈を実質的な執筆者と見なしていたためであろう。『新唐書』藝文志二、『順宗実録』五卷韓愈、沈佺師、宇文籍撰。李吉甫監修」。

对照表

權德輿「唐贈兵部尚書宣公陸贄翰苑集序」

公諱贄、字敬輿、吳郡蘇人、溧陽令偃之子。年十八登進士第、應博學宏辭科、授鄭果尉、非其好也。

省母歸壽春。刺史張鎰、有名於時。一獲晤言、大加賞識。暨別、鎰以泉貨數萬為贄曰、「願以此奉太夫人一日之膳」。公悉辭之、領新搢一串而已。是歲以書判拔萃調渭南主簿御史府以監察換之。

德宗皇帝春官時知名、召對翰林。即日為學士。由祠部員外郎轉考功郎中。

朱泚之亂、從幸奉天。時車駕播遷、詔書旁午。公灑翰即成、不復起草。初若不經思慮、及成而奏、無不曲盡事情。中於機會、蒼卒填委。同職者無不拱手歎伏、不能復有所助。

嘗從容奏曰、「此時詔書、陛下宜痛自引過、以感人心。昔禹湯以罪己勅興、楚昭以善言復國。陛下誠能不倖改過、以言謝天下。俾臣草辭無諱、庶幾群盜革心」。上從之。故行在詔書始下、雖武人悍卒、無不揮涕感激。議者以德宗克平寇亂、不惟神武之功、爪牙宣力、蓋亦資文德腹心之助焉。

及還京師、李抱真來朝、奏曰、「陛下在山南時、山東士卒聞書詔之辭、無不感泣、思奮臣節、時臣知賊不足平也」。

公自行在帶本職。拜諫議大夫、中書舍人。精敏小心、未嘗有過。艱難屢從、行在輒隨。啓沃謨猷、特所親信。有時譙語、不以公卿指名。但呼陸九而已。

初幸梁洋、棧道危狹、從官前後相失。上夜次山館、召公不至。泫然号於禁旅曰、「得陸贄者賞千金」。頃之公至、太子親王皆賀。

初公既職內署、母韋氏尚在吳中、上遣中使迎致京師、道路置驛、文士榮之。丁韋夫人憂去職。持喪於洛、遣人護溧陽之柩、附葬河南。上遣中使監護其事。四方賻遺數百萬、公一無所取。

素與蜀師韋南康布衣友善、韋令每月置遺、公奏而受之。服闋復內職、權知兵部侍郎。觀見之日、天子為之興、改容叙弔、優禮如此。內外屬望、旦夕俟其輔政。為寶參忌嫉、故緩之。

真拜兵部侍郎、知貢舉、得人之盛。公議稱之。
貞元八年、拜中書侍郎平章事。

韓愈『順宗實錄』卷四

贄字敬輿、吳郡人也。年十八進士及第。又以博學宏詞授鄭果尉、書判拔萃授渭南尉、遷監察御史。

未幾、選為翰林學士、遷祠部員外郎。

德宗幸奉天、贄隨行在。天下搖擾、遠近徵發。書詔一日數十下、皆出於贄。贄操筆持紙、成於須臾、不復起草。同職皆拱手嗟嘆、不能有所助。

常啓德宗言、「方今書詔、宜痛自引過罪己、以感人心。昔成湯以罪己致興、後代推以為聖人。楚王失國亡走、一言善而復其國、至今稱為賢者。陛下誠能不倖改過、以言謝天下。臣雖愚陋、為詔詞無所忌諱。庶能令天下叛逆者迴心喻旨。」德宗從之。故行在制詔始下、聞者雖武人悍卒、無不揮涕感激。議者咸以為、德宗克平寇難、旋復天位、不惟神武成功、爪牙宣力、蓋以文德廣被、腹心有助焉。

累遷考功郎中、諫議大夫、中書舍人、兼翰林學士。

丁母憂。

免喪、權知兵部侍郎、復入翰林、中外屬意、旦夕竣其為相。寶參深忌之、贄亦短參之所為、且言其贖貨。於是與參不能平。

尋真拜兵部侍郎、知禮部貢舉、於進士中得人為多。
八年春、遷中書侍郎平章事。

公以少年入侍內殿、特蒙知遇。不可與衆浮沈、苟且自愛。事有不可、必諍之。上察物太精、躬臨庶政、失其大体、動與公違。姦諛從而間之。屢至不悅、親友或規之、公曰、「吾上不負天子、下不負吾所學、不恤其他」。

公精於吏事、斟酌剖決、不爽錙銖。其經綸制度、具在「德宗實錄」。

及竇參納劉士寧之賂、為李巽所發、得罪左遷。橫議者以公與參素不協、歸罷相之議於公。

戶部侍郎判度支裴延齡以姦回得幸、害時蠹政、物議莫敢指言。公獨身當之、屢言不可。翰林學士吳通玄忌公先達、每切中傷、陰結延齡、互言公短。宰相趙憬、公之引拔、升為同列。以公排邪守正、心復異之。群邪沮謀、直道不勝。十年、退公為賓客、罷政事。

明年夏旱、芻糧不給、軍校訴於上、延齡奏曰、「此皆陸贄輩怨望、鼓扇軍人也」。貶公忠州別駕。上怒不可測、賴陽城張萬福救之獲免。蜀師韋令抗表請以贄代己、歲賂資糧。

公在南賓、閉門却掃、郡人稀識其面、復避謗不著書、唯考校醫方、撰「集驗方」五十卷行於世。

江峽十稔、永貞初、與鄭餘慶、陽城同徵還。公已薨歿。時年五十二。

始令吏部每年集選人。旧事、吏部每年集人、其後遂三年一置選。選人猥至、文書多不了尋勘、真偽紛雜、吏因得大為姦巧。選士一蹉跌、或至十年不得官。而官之闕者、或累歲無人。贄令吏部分內外官員為三分、計闕集人、歲以為常。其弊十去七八。天下稱之。

初、竇參出李巽為常州刺史、且迫其行、巽常銜之。至參貶為郴州別駕、巽適遷湖南觀察。德宗常與參言故相姜公輔罪、參漏其語。參敗、公輔因上疏自陳其事非臣之過。德宗詰之、知參洩其語、怒、未有所發。會巽奏汴州節度劉士寧遣參金帛若干。士寧得汴州、參處其議。士寧常德之。故致厚贖。德宗以參得罪而與武將交結。發怒、竟致參於死。而議者多言參死由贄焉。

裴延齡判度支、天下皆嫉怨、而獨幸於天子、朝廷無敢言其短者。贄獨身當之、日陳其不可用。延齡固欲去贄而代之、又知贄之不予己、多阻其奏請也、謗毀百端。翰林學士吳通玄故與贄同職、姦巧佻薄、與贄不相能。知贄與延齡相持有間、因盛言贄短。宰相趙憬本贄所引同列、嫉贄之權、密以贄所戕賊延齡事告延齡、延齡益得以為計。由是天子益信延齡而不直贄、竟罷贄相以為太子賓客、而黜張滂、李充等權、言事者皆言其屈。贄固畏懼。至為賓客、拒門不納交親士友。

春旱。德宗數獵苑中、延齡疏言、「贄等失權怨望、言於衆曰、「天下旱、百姓且流亡、度支愛惜、不肯給諸軍。軍中人無所食、其事奈何？」以搖動群心、其意非止欲中傷臣而已。」後數日、又獵苑中、會神策軍人跪馬前云、「度支不給馬草。」德宗意延齡前言、即迴馬而歸。由是貶贄為忠州別駕、滂、充皆斥逐。德宗怒未解、贄不可測、賴陽城等救乃止。

贄之為相、常以少年入翰林、得幸於天子、長養成就之、不敢自愛。事之不可者、皆爭之。德宗在位久、益自攬持機柄、親治細事、失君人大体、宰相益不得行其事職。而議者乃云由贄而然。

贄居忠州十餘年、常閉門不出入、人無識面者。避謗不著書、習醫方、集古今名方為「陸氏集驗方」五十卷、卒於忠州、年五十二。上初即位、與鄭餘慶、陽城同徵。詔始下、而城、贄皆卒。